

株 式 取 扱 規 程

昭和37年11月29日施行
昭和42年 4月 1日改定
昭和50年 5月30日改定
昭和56年 5月 1日改定
昭和57年10月 1日改定
平成 3年11月29日改定
平成11年10月 1日改定
平成12年 2月14日改定
平成12年 9月 1日改定
平成13年10月 1日改定
平成14年 6月28日改定
平成15年 4月 1日改定
平成15年 5月 6日改定
平成16年 6月29日改定
平成17年 6月21日改定
平成17年10月 1日改定
平成18年 5月 1日改定
平成21年 1月 5日改定

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

- ① この規程は、当会社の定款の規定に基づき、株式および新株予約権の取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の方法に関する事項を定めることを目的とする。
- ② 当会社における株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、この規程のほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- ③ 当会社および当社が指定した特別口座の口座管理機関との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、機構および特別口座の口座管理機関の定めるところによる。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社は、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社を株主名簿管理人と定め、その事務取扱場所を次のとおりとする。

事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

第 3 条 (株主名簿への記録)

- ① 株主名簿への記録および株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。
- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- ④ 当社は、株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して通知をするために必要がある場合、その他現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合には、機構に対して振替法第151条第8項の請求をすることができる。

第 4 条 (新株予約権原簿への記載または記録等)

- ① 新株予約権原簿への記載または記録を請求する場合には、株主名簿管理人に所定の請求書を提出するものとする。
- ② 新株予約権の質入または信託財産表示についても前項と同様とする。
- ③ 前2項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別段の定めをすることができる。
- ④ 新株予約権原簿に記載または記録する文字・記号は、新株予約権原簿の管理システムの変更その他必要がある場合には、機構が指定する文字・記号によることができるものとする。

第 5 条 (株主等の氏名、名称および住所の届出)

- ① 株主等は、氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、株主等は、第3条第2項に規定する場合には、その氏名または名称および住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- ③ 前2項の届出事項に変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。

第 6 条 (法人の代表者の届出)

- ① 株主等または常任代理人が法人である場合には、その代表者1名を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第 7 条 (共有株式の代表者の届出)

- ① 株式を共有する場合には、その代表者1名を定め、その代表者の氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。
- ② 第5条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第 8 条（法定代理人の届出）

- ① 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。
- ② 第 5 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

第 9 条（外国居住株主等の常任代理人または通知を受けるべき場所の届出）

- ① 外国に居住する株主等またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任し、または通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所、または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。
- ② 第 5 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

第 10 条（機構経由の届出の取扱い）

前 5 条の届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主等その他届出を行う権限を有する者本人からの届出とみなす。

第 11 条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第 5 条から前条までを準用する。ただし、第 4 条第 3 項による別段の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 3 章 株 主 確 認

第 12 条（株主確認）

- ① 株主等が当会社に請求その他株主権行使または届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であると認めた場合はこの限りでない。
- ② 当会社に対する株主等からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主等本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとすることができる。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主等が署名または記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状および印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。
- ⑤ 当会社は、請求等を行う者について第 1 項、第 3 項および第 4 項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。
- ⑥ 当会社は、株主等と自称する者が株主であるか否かを確認するために必要な場合、特定の者が株主等として請求等をしようとする旨認知した場合その他会社が必要と認める場合には、機構または証券会社等に対して、振替法第 277 条に規定する請求をすることができる。

第 4 章 株主権行使の手続

第 13 条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、法令の定める期間内に、当会社の定める方式による書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第 14 条（株主提案権）

前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとし、当会社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに400字

第 15 条（単元未満株式の買取請求の方法）

- ① 単元未満株式の買取請求をするときは、証券会社等および機構を通じて行うものとする。
- ② 前項の買取請求をした株主は、当該請求を撤回することができない。

第 16 条（買取価格の決定）

前条の買取請求の買取価格は、買取請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格（その日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）に相当する額に、買取請求のなされた株式数を乗じて得た額とする。

第 17 条（買取代金の支払い）

- ① 当会社は、前条により算出された買取価格から第24条に定める手数料を差し引いた額を、機構の定めるところにより、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に支払うものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当、株式分割等の権利付価格である場合には、権利行使の基準日までに買取代金を支払うものとする。

第 18 条（買取株式の移転）

買取請求がなされた単元未満株式は、前条の規定による買取代金につき、支払のための手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

第 19 条（単元未満株式の買増請求の方法）

- ① 単元未満株式の買増請求をする場合には、証券会社等および機構を通じて行うものとする。
- ② 前項の買増請求をした株主は、当該請求を撤回することができない。

第20条（買増請求の制限）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第21条（買増価格の決定）

買増価格は、買増請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格（その日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）に相当する額に、買増請求のなされた株式数を乗じて得た額とする。

第22条（買増株式の移転）

買増請求がなされた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを当会社が確認した日に買増請求をした者の振替口座への振替を申請するものとする。

第23条（買増請求の受付停止）

- ① 当会社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。
- ② 当会社は、前項に規定する期間のほか、当会社または機構が必要と認める場合、買増請求の受付を停止することができる。

第5章 手数料

第24条（手数料）

- ① 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。
 1. 第15条の規定にもとづき、単元未満株式を買い取る場合
株式の売買の委託に係る手数料相当額として
別途定める金額
 2. 第19条の規定にもとづき、単元未満株式の買増しを行う場合
株式の売買の委託に係る手数料相当額として
別途定める金額
- ② 株主その他の者が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

【別紙】

「株式取扱規程」別紙

1. 第24条第1項第1号に定める単元未満株式の買取りにかかる「別途定める金額」とは、次の算式に基づき1単元あたりの金額を算出し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

第16条に定める1株あたりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1. 150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0. 900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0. 700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0. 575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0. 375%

(円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

2. 第24条第1項第2号に定める単元未満株式の買増しにかかる「別途定める金額」とは、次の算式に基づき1単元あたりの金額を算出し、これを買増した単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

第21条に定める1株あたりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1. 150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0. 900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0. 700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0. 575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0. 375%

(円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

以 上